

さっぽろ法律事務所・事務所ニュース

みどり野

2019年
新春号

さっぽろ法律事務所

〒060-0042

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL: 011-272-1900

FAX: 011-272-1885

<http://www.sapporo-law-office.com>





ゴーン流を 後押ししてきた政府

弁護士
猪狩 久一

報告されている約50億円の役員報酬のほかに、隠されている報酬が約50億円あるという疑いで逮捕されたゴーン容疑者。1999年に日産の経営トップについた同容疑者は、「日産リバイバルプラン」を打ち出し、5工場を閉鎖、従業員を2万人以上減らし、下請けを廃業に追い込むなど、労働者や地域経済に大きな犠牲を強いる一方で、巨額の報酬を手にしてきたことが明らかになりつつあり、ほかにも資金の私的流用など次々と疑惑が噴出しています。政府は、工場跡地の売却利益や、子会社の統廃合などに関してもかかる税金について、減税の措置をとり、現在判明しているだけでもその額は約14億円といわれており、また、銀行を通じて投入した公的資金は1千億円を超えると報道されています。政府はゴーン流経営を後押ししてきたのです。



「消費税10%」 内閣スタッフも反対

弁護士
猪狩 康代

安倍政権は、今年10月から消費税10%を実施すると宣言していますが、反対する声が党派を超えて広がっています。内閣官房参与を勤めている藤井聡京都大学大学院教授もその一人。教授は、1997年に消費税が3%から5%になって格差と貧困が拡大、2014年に8%に上げたことにより、家計の実質消費支出は減り続け、17年までの4年間で7%も減少している、今の日本はまだデフレ不況から脱却しておらず、消費税を増税すれば、消費は低迷、国民の貧困化はさらに加速し、日本経済を破壊すると警告。日本の経済成長は消費税増税によって失われたのであり、今なすべきは、消費税増税を凍結し、所得税の累進課税を強化、法人税率を引き上げること、企業は多くの内部保留を抱えており、法人税率を上げることで、内部保留が実態経済に還流され、大きな経済効果が期待できると述べています。

謹んで新年の ご挨拶を 申し上げます

昨年12月の臨時国会では、出入国管理法、漁業法、水道法等の改定「議論したらいくらでも問題が出てくる、きりが無い」と言い放って強行し、日本国憲法の基本原理をあらためて確認し、今日の政治状況を、国民いっそう励むとともに、憲法を社会に根付かせ、日本の未来を切り開く力



労働審判制度について

弁護士
平澤 卓人

◀2018年6月9日日本工業所有権法学会研究会・総会
(於京都大学)において

労働審判制度をご存知でしょうか。2006年4月から裁判所で行われている労働紛争の解決手続です。裁判官1名と労使各1名の委員で、審判委員会を構成し、3回以内の期日で審理を終結します。3回の期日で和解できなければ、審判委員会が審判を行います。この審判にどちらかの当事者が異議を出すと通常の訴訟に移行します。もっとも、多くの事件では3回以内に和解で解決しています。

昨年は、労働審判手続を多く利用しました。1件は、山本完自弁護士と取り組んだ件で、懲戒解雇されて退職金も払われなかった事案でしたが、解雇は無効との心証を得て、退職金全額と未払時間外賃金の一部に相当する解決金の支払いを受けることができました。また、他の事務所の弁護士と取り組んだ賞与の大幅引下げの事件についても、和解で解決することができました。

集团的労使紛争や復職を求める事件ではやや使いにくい部分もありますが、通常の訴訟よりも早く解決できる可能性がある点では役に立つ手続です。



成年後見の ススメ

弁護士
神保 大地

今年も、遺産をめぐる紛争を解決するお手伝いを多くさせていただきました。中には、判断能力の乏しかった方がお亡くなりになった直後に、こっそり現金を持ち出したのではないかと、という疑いのある事案がありました。超高齢社会ということで、高齢者の方が、ご自身でお金を管理されていることも少なくありません。それ自体は、問題のあることではないのですが、財産管理を独力でされていると、お亡くなりになったあとに紛争が生じることもあります。ご本人が元気なうちから財産管理を任せるといって後見制度もあります。細かいご説明は事務所にお越しになってからいたしましょう♪



熱血弁護士の 事件簿

弁護士

大賀 浩一

◀札幌北高でのプロフェッショナル講座

昨年12月、母校の高校1年生を対象に行われる「プロフェッショナル講座」で、弁護士の生きざまについてお話しする機会を頂きました。医師や研究者など様々な分野の専門家による講座のうち人気度ベスト3、48名の生徒さんが受講してくれました。

弁護士の使命や業務内容、弁護士になるには、といった説明の後、TVドラマのごとく「熱血弁護士の事件簿パートV」と題して、本号で山本弁護士がご紹介する国保裁判を含む3つの事件につきお話ししました。

後日送って頂いた受講生のレポートは「諦めない心と強い信念を持って目標に向かって頑張っていきたい」、「弁護士はクールなイメージがあったが、実は情熱的で人情に厚いと感じた」、「世界中を敵に回してでも被告人を守るのが弁護人の役割、という言葉に感動した」等、どれも積極的な内容でした。

弁護士人口が大幅に増えても訴訟事件数は減少傾向、それを反映して法科大学院入学人数も司法試験受験者数も減り続ける等、明るい話題の乏しいこの業界ですが、頂いたレポートを励みにして新年もがんばります。



未来に希望を 抱ける社会に

弁護士

長坂 貴之

日弁連は、昨年10月に青森で行われた人権大会で、若者が未来に希望を抱くことができる社会の実現を求める決議を挙げました(日弁連のHPで読めますので、ぜひご覧下さい！)。今の若者を取り巻く状況は、

学費の高騰、奨学金と言う名の学費ローン、非正規雇用の拡大、一方で税金や保険料の負担の増大など、もはや自助努力だけでは解決困難なものになっています。にもかかわらず、政治は自己責任論を押し付け、社会保障費は削減するばかり。その結果、未来に希望があると答える若者割合が、諸外国と比べても圧倒的に低くなっています。社会保障制度を大きく見直し、若者が未来に希望を抱ける社会を目指す、その一助になれるよう活動したいと思います。

法案が、数の力で採決されました。国のあり様、国民の命や暮らしにかかわる大切な問題を、た安倍政権。国会を無視し、議会制民主主義を否定する行動です。主権の原点から問いただしていくことが求められています。所員一同、法律事務の研鑽にすべく、努力を重ねてまいります。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

2019年1月

さっぽろ法律事務所



国民健康保険裁判 控訴審逆転勝訴!!

弁護士

山本 完自

2018年8月22日、札幌高等裁判所において、私と大賀弁護士が担当しました国民健康保険の一部負担金減免申請却下処分の取消訴訟の逆転勝訴判決を得ることができました。

この事件は、失業して預貯金が底をつき病院代(一部負担金)を支えなくなった札幌市在住の原告が、国民健康保険法44条1項に基づき、一部負担金の減免を申請したところ、最初の1か月分は認められたものの、次に申請した2~3か月目の分について、失業した月から6か月が経過していたことを理由に減免の申請を却下した処分の取消しを求めたものです。

第一審では不当判決が出ましたが、札幌高等裁判所は、国民健康保険や一部負担金減免制度の社会保障としての性質に言及して、原告が現に一部負担金の支払が困難であること等も考慮されるべきであり、上記の処分は違法であるとして、原告の請求を認めました。

この判決を受けて、被告の札幌市は、上記のような運用を改める通知を出しました。困難を伴ったとしても、権利を勝ち取れば、他の多くの人にとっても良い方向で波及することがあります。この裁判は、そのような例になれたのではないかと思います。



子育て、 はじめました

弁護士

川上 麻里江

『我が子であることは間違いなく。だが、

“私のもの、”ではない。この子は私ではなく、私とは別の一個体なのだ。』(さくらももこ『そういうふうにかけている』)

4月13日、2798gの元気な男の子を出産しました。

彼は確かに私から生まれ、私に似た顔をしています。それでも忘れてはいけないのは、彼には彼の人格、人生、彼なりの幸せがあるということです。子育ての目的は子どもの自立。親の思い描くとおりになどならないのは当然です。彼が保護を必要とする時間は、その後の人生に比べればごく短いもの。いつか遠く懐かしむ時が来るのでしょうか。でも、それはまだまだ先の話。しばらくは「24時間労働」をがんばる日々です。

事務所独立のご挨拶

平成19年12月に弁護士登録をして以来、約11年にわたりさっぽろ法律事務所において弁護士業務を行って参りましたが、この度、新たに下記の法律事務所を開設することといたしました。

さっぽろ法律事務所で培った知識と経験を活かし、なお一層業務に励む所存ですので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

あびこ
弁護士 安彦 裕介



札幌たいよう法律事務所

〒060-0061

札幌市中央区南1条西10丁目4番地 第2タイムビル9階

TEL: 011-280-7272

FAX: 011-280-7273

「3000万人署名」のご協力をお願いします!

今回お送りさせていただきました「みどり野」には、「安倍9条改憲NO! 憲法を生かす全国統一署名」用紙(いわゆる「3000万人署名」)を同封させていただきました。憲法9条は、戦後70年以上にわたって、日本の海外での武力行使を抑止する大きな力となってきました。ぜひ署名にご協力いただき、事務所にお届けくださいますようお願いいたします。

初回 相談無料

初回相談は60分以内無料です。

お電話をいただいたその日にご相談(即日相談)に応じます。
土・日・祝日のご相談(要事前予約)も受け付けております。

■業務受付時間：平日 午前9時～午後5時30分



※土・日・祝日はお休みをいただいておりますので、ご相談は事前に電話予約(平日)が必要です。

※特定の弁護士をご希望される場合には、即日相談、及び土・日・祝日相談には応じられない場合がございます。あらかじめご了承ください。

※ご加入の保険をご利用可能な場合には、保険会社にご請求させていただく場合もございます。また、日本司法支援センター(法テラス)の法律相談援助をご利用可能な場合には、法テラスにご請求させていただく場合もございます。いずれの場合も、お客様から相談料をいただくことはございません。

- 常時法律相談を受け付けております。ご希望の方は、お越しになる前に必ずお電話またはホームページの「相談ご予約フォーム」でご予約くださいますようお願いいたします。
- ご相談はできる限りご本人がお越しください。
- ご相談の際は、関係資料(契約書、請求書、領収書、登記簿謄本、裁判所から届いた書類など)を必ずご持参ください。
- 当事務所のある南大通ビルは、地下鉄東西線「西11丁目」駅3番出口に直結しております。
- 駐車場はございませんので、お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場(右図参照)をご利用ください。



さっぽろ法律事務所

札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル3階

TEL: 011-272-1900 FAX: 011-272-1885

※電話の受付時間は平日の午前9時～午後5時30分です。
※FAXの受付時間は終日です。

URL → <http://www.sapporo-law-office.com>

さっぽろ法律事務所

検索